（国民年金法施行令の一部改正）

第十五条　国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第四条の四の二第一項第十八号中「第六条、第七条ただし書」を「第五条ただし書」に改め、「第二十条、第二十二条及び第二十四条」を「第十四条、第十五条及び第十六条」に改める。

第十六条　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の三の七第五項の表基準日において船員保険の被保険者（組合員及び国の組合の組合員を除く。）である者又はその被扶養者である者の項中「第十一条の三第一項」を「第十二条第一項」に、「第十一条の四第一項」を「第十三条第一項」に、「第十一条の三第二項」を「第十二条第二項」に改める。

第二十五条の三第七号中「第七条ただし書」を「第五条ただし書」に改める。

（法人税法施行令の一部改正）

第十七条　法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二十九号リ中「若しくは船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第五十七条ノ二（福祉事業）」を削り、「若しくは管理又は事業」を「又は管理」に改める。

（印紙税法施行令の一部改正）

第十八条　印紙税法施行令（昭和四十二年政令第百八号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第一号中「第五十七条ノ二第二項又は第三項（福祉事業）」を「第百十一条第二項（保健事業及び福祉事業）」に、「第三十一条ノ六第一項」を「第八十三条第一項」に、「第三十二条第一項」を「第七十三条第一項」に、「第三十三条」を「第八十一条」に、「分娩」を「出産」に改める。

（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部改正）

第十九条　失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（昭和四十七年政令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「事業及び」を「事業、船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条に規定する船員を使用して行う船舶所有者（船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第三条に規定する場合にあつては、同条の規定により船舶所有者とされる者）の事業及び」に改める。

（沖縄の復帰に伴う労働省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正）

第二十条　沖縄の復帰に伴う労働省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第四十一条中「第五条第一項第二号」を「第六条第一項第二号」に改める。

（労働保険事務組合に対する報奨金に関する政令の一部改正）

第二十一条　労働保険事務組合に対する報奨金に関する政令（昭和四十八年政令第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「する第一項一般拠出金」を「する一般拠出金」に、「第一項一般拠出金を」を「一般拠出金を」に、「「一般拠出金に」に改め、同項第一号中「第一項一般拠出金（」を「一般拠出金（」に、「第一項一般拠出金に」を「一般拠出金に」に、「第一項一般拠出金等」を「一般拠出金等」に、「第一項一般拠出金の」を「一般拠出金の」に改め、同項第二号及び第三号中「第一項一般拠出金等」を「一般拠出金等」に改める。

第二条第二項中「第一項一般拠出金に」を「一般拠出金の納付」を「一般拠出金の納付」に改め、同項第一号中「第一項一般拠出金」を「一般拠出金」に改め、同項第二号中「第一項一般拠出金等」を「一般拠出金等」に、「第一項一般拠出金の」を「一般拠出金の」に改める。

第三条中「第一項一般拠出金」を「一般拠出金」に改める。

（賃金の支払の確保等に関する法律施行令の一部改正）

第二十二条　賃金の支払の確保等に関する法律施行令（昭和五十一年政令第百六十九号）の一部を次のように改正する。

第五条中「法第七条」とあるのは「法第十六条の規定により読み替えて適用される法第七条」と、」を削る。

（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第二十三条　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第七十六条の二の表附則第二十六条第一項の項中「船員保険法」を「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第四十二条第四項又は第五項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第四条の規定による改正前の船員保険法（以下この条において「平成二十二年改正前船員保険法」という。）」に、「第六十一条第一項第二号」に、「第三十四条第一項第二号」を「平成二十二年改正前船員保険法第三十四条第一項第二号」に改め、同表附則第二十六条第一項第一号の項中「船員保険法」を「平成二十二年改正前船員保険法」に、「同法」を「平成二十二年改正前船員保険法」に改める。

第百二十三条の見出し中「船員保険」を「労働者災害補償保険」に改め、同条中「船員保険」を「労働者災害補償保険」に、「次の各号に掲げる額の合計額」を「第一号に掲げる額と第二号に掲げる額を合算した額から第三号に掲げる額を控除した額」に改め、同条に次の一号を加える。

三　船員保険法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第百三号）附則第三条の規定によりなお従前の例によるものとされた国庫の負担すべき費用に相当する額

第百二十九条に後段として次のように加える。

この場合において、同項中「船員保険特別会計」とあるのは、「全国健康保険協会」とする。

（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第二十四条　国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第五号中「第七条ただし書」を「第五条ただし書」に改める。

（地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第二十五条　地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第五号中「第七条ただし書」を「第五条ただし書」に改める。